

京都市防犯カメラ設置促進補助事業

京都市では、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の一環として、防犯カメラの設置費用を一部補助しています。一部費用の補助により、防犯カメラの設置を促進し、地域防犯力の向上及び防犯意識の醸成を図っております。

この資料では、補助制度を利用して防犯カメラの設置を御検討されている地域団体の皆様に、制度の概要や手続等について説明いたします。

目次

- p 2 手続きの流れ ～補助申請準備から設置、交付まで～
- p 3～5 補助制度の概要
- p 6～7 補助申請の手続き
- p 7 補助金交付決定後の手続き（設置準備）
- p 8 申請内容に変更があった場合は・・・
- p 9 防犯カメラ設置時の注意点
- p 10～11 〔必ずお読みください〕設置場所の同意・許可について
- p 12～13 設置完了後の手続き
- p 14 おわりに

※ そのほか、以下の資料を添付します。必要に応じて御利用ください。

- 資料1 申請書等記入見本
- 資料2 京都府防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン
- 資料3 Wi-Fi 対応機種導入に係る誓約書（ひな型）
- 資料4 管理運用規定（ひな型）
- 資料5 道路占用許可申請書
- 資料6 公園内に防犯カメラを設置される場合は・・・
- 資料7 建築等届（デザイン保全区域用）
- 資料8 防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱

手続きの流れ ～補助申請準備から設置、交付まで～

御相談ください！

補助金申請を御検討の場合、まずはお住まいの地域の区役所・支所の地域力推進室に御相談ください。

申請の準備をしましょう！

地域において、防犯カメラの設置や補助事業への申請などを話し合い、設置事業者や地域の警察等とも連携しながら、具体的に設置場所やカメラの仕様の決定や、見積りを取って予算を立てるなど、必要な準備を進めましょう。

電柱への設置には、所有者である関西電力送配電株式会社様やNTT 西日本様との共架契約が必要となります。(申込みから契約まで3か月程度かかります。)

電柱への設置を検討していただく際は、関西電力送配電株式会社またはNTT 西日本の担当者様へお問い合わせください。

申請書を提出しましょう！

7月17日まで

必要な書類（配置図や付近見取図、現況写真、カメラの仕様書、見積書等）を添付して、お住まいの地域の各区役所・支所の地域力推進室に申請書を提出してください。

また、補助金の受取は、原則的には防犯カメラの設置後となります。防犯カメラの設置前に補助金の受取を希望する場合は、申請時にご相談ください。補助金の受取方法についても、「団体口座への振込」または「現金での受取（窓口払い）」のどちらかを申請時に決めておく必要があります。

選定結果をお知らせします！

9月末まで

京都市から、補助金の交付又は不交付の旨を文書でお知らせします。交付決定の通知が届いたら、防犯カメラの設置準備を進めてください。

カメラを設置しましょう！

令和9年2月末まで

防犯カメラを実際に設置していただきます。設置に当たっては、管理運用規程を定める必要があります。また、設置場所の所有者や管理者等に許可を受けなければならない場合があります。(許可に日数を要する場合があります。)

報告書を提出しましょう！

設置後30日以内

事業終了後、必要な書類（画像や領収書等）を添えて、速やかに申請された窓口（お住まいの地域の各区役所・支所の地域力推進室）に実績報告書を提出してください。

補助金を交付します！

「団体口座への振込」または「現金受取（窓口払い）」のどちらかの選択ができます。

京都市から補助金を交付します。

※ 補助金支払いについて注意事項がございますので、申請時点で12～13ページを必ずご確認ください。

次ページから、制度の詳細について説明します。

<補助制度の概要>

1 補助の対象となる地域団体

次の4つの要件を全て満たす自治会、町内会、その他地域住民の組織する団体が対象となります。

- ① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること
- ② 活動を行う地域の多数の世帯、住民で構成されていること
- ③ 活動を行う地域の世帯、住民が自由に加入できること
- ④ 規約や代表者を定めていること

- ※ 市長が適当と認める団体に限ります。
- ※ 商店街や、その他の商店街等環境整備事業の補助対象である団体を除きます。
- ※ マンション管理組合は③を満たさないため、補助対象団体とはなりません。

また、以下の要件を満たす必要があります。

- 過去3年度以内（令和5年度～令和7度）に本事業で補助を受けた地域団体は、補助金の交付を受けることができません。
- 設置しようとする防犯カメラの設置場所は、同一学区内で過去3年度以内（令和5年度～令和7年度）に本事業により設置した防犯カメラの設置場所から、一定以上離れている必要があります。

※ ただし、公園に設置する又は撮影範囲の大部分が公園になる場合は、上記要件の対象外となります。

⇒ 公園に設置する場合又は撮影範囲の大部分が公園になる場合は、令和5年度～令和7年度に本事業で補助を受けた地域団体でも、申請可能であり、距離要件についても緩和します！

2 補助の対象となる経費

防犯カメラを設置する事業に要する経費のうち、次の全ての経費です。

- ① カメラ、モニター（常時監視は不可、一時確認用のみ）、録画装置、中継器、その他の防犯カメラを構成する機器の購入に係る経費
※ SDカード等の記録媒体は、1台につき1枚を上限とします。
(予備のSDカードは補助対象外) ←
- ② ①の機器の取り付けに係る経費（電柱への共架申請に要する費用を含む。）
- ③ 防犯カメラが設置されている旨を表示するために要する経費

- ※ 1つの地域団体につき、2台を上限とします。
ただし、公園に設置する場合又は撮影範囲の大部分が公園になる場合は、上記とは別に2台を補助上限とします。
最大 2台と公園分2台の計4台設置可能！

- ※ 市長が適当と認める経費に限ります。
- ※ 次の経費は補助対象外（自己負担）です。

- ① 維持管理費（保守・修理・使用料・電気料金等）
- ② 自立柱（ポール）新設に係る費用
- ③ 区役所・支所への補助金申請手続き経費や振込手数料等

※ マスプロASMO3FHDのように、SDカードが付属する場合、付属品とは別にSDカードを購入する費用は補助対象外

3 補助金の額

前述の経費の5割以内を補助します。1台分当たりの補助金の上限は10万円です。予算の範囲内の額で交付し、また、1千円未満の端数は切り捨てます。

＼！御注意ください！／

【御確認ください】ランニングコストは補助対象外！（自己負担）

保守や修理、電気代や使用料（電柱等使用時など）、動産保険料等は補助の対象外です。設置後のメンテナンスや画像取り出しの際にも、高所作業・電気工事等の専門家が必要になる場合もあります。あらかじめ、年間のコスト負担等についてよく御検討ください。

※ 関西電力の電柱に設置する場合、関西電力との共架契約において、メンテナンス事業者との保守契約の締結が求められていますので、ランニングコストとして、保守委託料が必要となります。

【精査してください】補助金の交付額は、決定後は増額できません！

この制度は、限りある予算の範囲内で運営しています。補助決定後は、交付予定額の増額には応じられません。設置事業者や設置場所の管理者等と、事前に経費についてよく協議をしてください。

4 防犯カメラの要件等

以下の要件を満たさなければなりません。

- ① 交付申請時に設置されていないこと
- ② **交付申請を行う年度の交付決定後から2月末日までに、京都市内に設置されること**
- ③ 犯罪（不法投棄を除く。）の発生を抑止するため、特定の場所に継続的に設置されるカメラであって、録画機能があること
※ 交通安全、私有財産の管理目的は不可
- ④ 道路、公園、広場その他不特定多数の者が利用する場所を中心に撮影すること
※ 不特定多数の人の出入りが想定されない民家の敷地内、マンション、アパート等共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などをもっぱら撮影している場合は対象となりません。
- ⑤ 設置しようとする防犯カメラの設置場所は、過去3年度以内（令和5年度～令和7年度）に本事業により設置した防犯カメラの設置場所から、一定以上離れていること
- ⑥ 設置場所の所有者・管理者等の同意を得ること。また、必要に応じて道路法その他の法令に基づく許可等を受けること
- ⑦ 防犯カメラの設置場所に、補助金の交付を受けるものの名称、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること
- ⑧ 管理等のために一時的に画像を確認する目的等以外に画像の閲覧ができないこと
- ⑨ 京都府が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」〔資料2〕に基づき、管理運用規程を定める等、適切な管理・運用に努めること
- ⑩ 防犯カメラの設置を完了した日から起算して、少なくとも3年間は、当該防犯カメラを適切に維持管理すること

※ ①～⑤は、申請書の提出時点で確認します。

※ ⑥は、交付決定後、できるだけ速やかに手続きを行い、許可書等を提出してください。

※ ⑦～⑨は、実績報告書とともに提出いただく写真や管理運用規程等で確認します。

※ ⑩は、交付決定後に誓約書を提出していただきます。

また、機器の仕様については以下の基準を満たすものとしてください。（京都市から特定の機種について、指定・推薦等を行いません。）

<カメラ>

- ① カメラの有効画素数が**200万画素以上**であること
- ② 1秒間に1枚以上撮影できること
- ③ 終日（24時間）稼働し、夜間も人物等が特定できる撮影ができること（被写体最低照度0.1ルクス以上、赤外線照射機能付カメラを推奨）

<レコーダー>

- ① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること
- ② 記録間隔が1秒間に1画面以上であること
- ③ 1280×720画素以上の画像サイズでの記録ができ、USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できる、メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備える機器であること

※ 上記の要件と同等以上と認められるカメラ及びレコーダーについても、これらの要件を満たすものとみなします。

] 防犯カメラの種類について [

防犯カメラは、防犯カメラ本体だけでなく、撮影した画像を録画するためのレコーダーが必要です。カメラとレコーダーが一体となったものや、カメラとレコーダーが分離しているものなど、様々な種類の中から、用途、設置場所、設置方法などの条件に適合した機種を選定することが大切です。設置事業者と相談の上で、適切な機種選別に努めてください。

Wi-Fi 対応機種について

Wi-Fi 対応機種の防犯カメラの導入を可能としております。

⇒ その場合、セキュリティ面を考慮し、実績報告書提出時にWi-Fi 対応機種導入に係る誓約書（資料3）の提出をお願いします。

【 防犯カメラは、設置＝終了ではありません 】

防犯カメラは、設置後、適切に維持管理されてこそ意義のあるものです。特に、カメラは高所に取り付けられる場合も多く、メンテナンスに特別な知識や資格が必要となる場合もあります。

電柱の使用（共架）契約の際にメンテナンス事業者の選定を求められる場合等もありますので、あらかじめ、事業者とメンテナンス契約を含めて協議するなど、設置後の維持管理に向けて地域団体の中で方針を定めていただき、地域の財産となる防犯カメラを大切に守っていただきますようお願いいたします。

<補助申請の手続き>

1 申請受付期間

令和8年4月1日（水）～7月17日（金） ※必着

2 提出先

お住まいの地域の各区役所・支所の地域力推進室

3 必要書類

以下の書類を提出してください。

※ 申請書や見積書の団体名及び代表者職名は、団体規約等の正式な団体名で記載してください。

- ① 京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付申請書（第1号様式）
※ 補助金の現金受取（窓口払い）を希望する場合、補助金受取の通知が申請書の所在地の住所に、代表者名宛てに送付されます。郵便物が届く住所であることをご確認ください。
- ② 見積書（事業総額・経費の内訳が分かるもの）
- ③ 複数事業者から事業提案を受けたことを証する書類（見積書など）
- ④ 防犯カメラ及びレコーダーの仕様が分かる資料（仕様書、カタログなど、カメラの画素数、レコーダーの記録時間記載のもの）
- ⑤ 配置図、付近見取図（防犯カメラ設置住所が記載された地図等）
- ⑥ 防犯カメラの設置場所の現況写真、撮影予定の画角の写真
※ 撮影予定の画角は、道路、公園、広場など不特定多数の人が利用する場所を中心としてください。不特定多数の出入りが想定されない民家の敷地内、マンション、アパート等共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などをもっぱら撮影している場合は対象となりません。
- ⑦ 地域団体の規約及び役員名簿
- ⑧ 防犯カメラの設置を地域団体の総会等により決定したことを証する書類（議事録の写し等で、複数名の署名があるもの）
※ 議事録は以下の内容が記載されていることを確認してください。
 - ・ 総会等の名称（令和8年度〇〇町内会総会、等）
 - ・ 総会等の開催日、場所
 - ・ 参加者名（会長〇〇〇〇）や人数（定員役員〇名、出席者〇名）
 - ・ 防犯カメラの設置を決定した内容
 - ・ 複数名の署名（自署又は押印）
※ 団体を構成する者の総意を必ず確認してください。（役員会のみ議事録は不可）
※ その他必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

※ 次ページの設置場所に関する同意書等が既に提出可能である場合は、同時に提出してください。
複数業者から事業提案を受けたうち、最も安価な事業提案以外を採用した場合には、その理由を記載した書面を提出してください。



提出される書類によって、団体名が違っているものが散見されます。見積を依頼する業者等にも、団体規約等の正式な団体名をお伝えください。



4 交付先の選定等について

選定については、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」において、各行政区に設置された区推進組織を中心に進め、区役所・支所の意見等を踏まえて補助金を交付する団体を決定します。

9月末までに交付・不交付を決定し、その結果を文書で通知します。（通知は10月に到着する場合があります。）

※ 京都市のホームページ『京都市情報館』においても、公表します。

[京都市公式ホームページ『京都市情報館』トップ](#)→

[暮らしの情報](#)→[安全](#)→[報道発表資料・お知らせ](#)→[京都市防犯カメラ設置促進補助事業の補助団体の選定について](#)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/11-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

<補助金交付決定後の手続き（設置準備）>

1 設置場所に関する同意書等の作成

補助金交付決定後は、できるだけ速やかに設置場所に関する同意や必要な許可手続きを行い、以下の書類を準備してください。（自治会館等、申請団体が所有する場所に設置する場合は不要です。）

詳しくは、p10～11に許可等が必要な事例を掲げていますので御参照ください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防犯カメラを設置する場所の所有者又は使用権者の同意を得たことを証する書類（写し可）② 防犯カメラの設置に当たり、道路法その他の法令に基づく許可等が必要な場合は、当該許可を受けたことを証する書類（写し可） |
|--|

※ 所有者の同意書や許可書、道路占用許可書、公園施設設置許可書、電柱の共架契約書等

2 防犯カメラの管理・運用に向けた準備

補助の条件として「[管理運用規程](#)」を定める等、京都府が定める「[防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン](#)」（[資料2](#)）に基づき、[プライバシーの保護等に十分配慮した適切な管理・運用に努めていただく必要があります](#)。防犯カメラを稼働させる前に、以下に掲げる事項を含む[管理運用規程](#)（[資料4](#)）を、各団体において必ず作成してください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 設置目的② 設置場所の所在地（住所）、撮影範囲③ 管理責任者等の指定④ 画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等画像の安全管理に係る媒体の保管方法、保管期間、消去方法⑤ 画像の利用・閲覧・提供の制限⑥ 苦情等への対応⑦ その他必要な事項⑧ 管理運用規程の施行日（※申請日から設置完了日以前の日付） |
|--|

<申請内容に変更があった場合は・・・>

1 事業内容・経費配分の変更があったとき

事業内容や経費配分について変更するときは、市長の承認が必要となります。必ず事前に相談のうえ、必要に応じて「京都市防犯カメラ設置促進事業補助金変更承認申請書」（第2号様式）を提出してください。また、設置機器や経費について変更があった場合は、変更後（予定）の見積書を提出してください。以下は主な変更例です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当初予定していた設置場所を変更する。② 当初予定していた経費やその配分内容について変更する。③ 代表者や所在地に変更があった。 |
|---|

※ 軽微な変更の場合は申請を要さない場合があります。必ず御相談ください。

※ 経費が増額した場合であっても、補助金の交付額の増額はできません。

2 事業の中止・廃止を行うとき

速やかに御相談ください。「京都市防犯カメラ設置促進事業補助金中止・廃止承認申請書」（第3号様式）の提出が必要です。

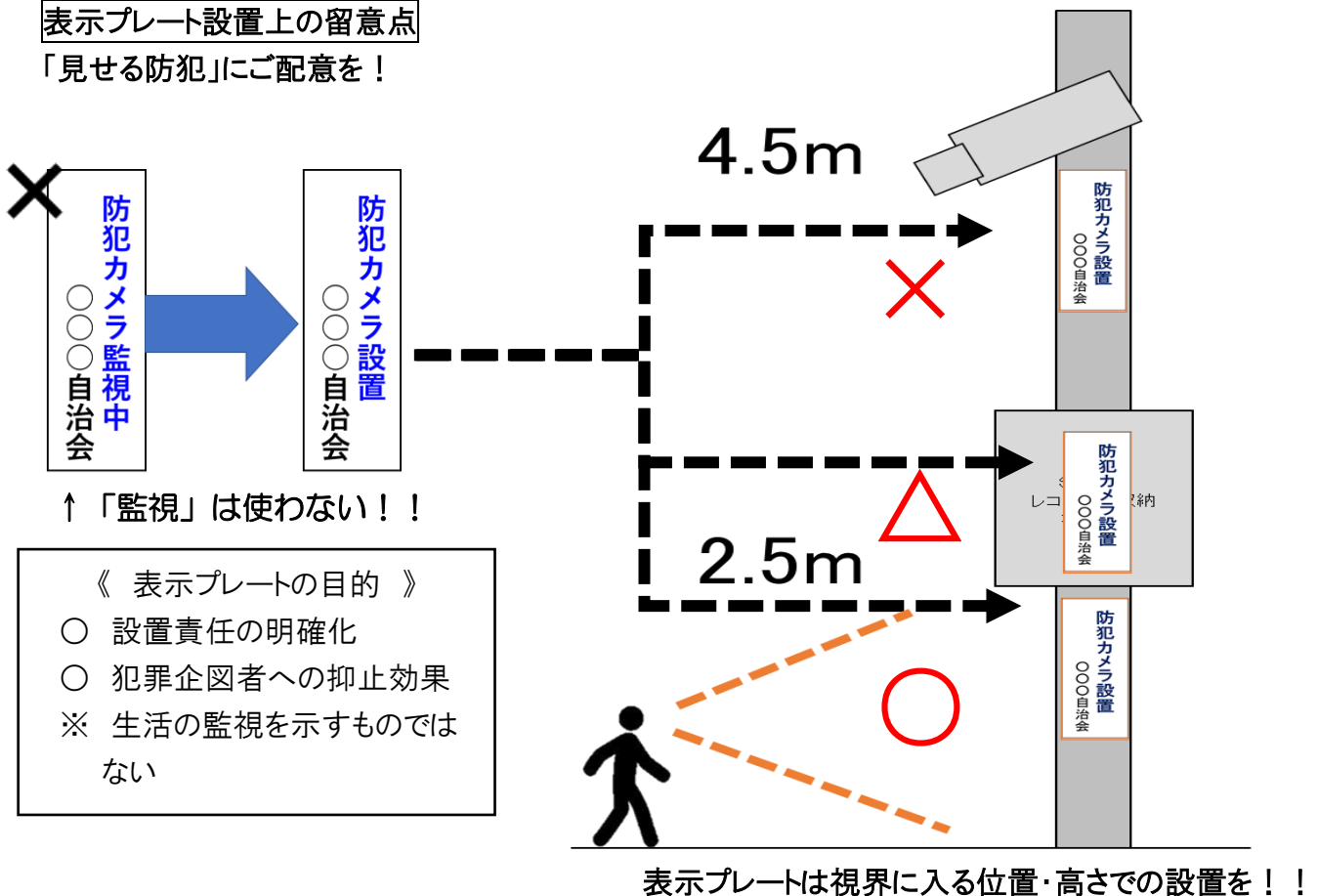
＜防犯カメラ設置時の注意点＞

防犯カメラの撮影を示す設置者名記載の看板を、防犯カメラの設置場所付近に適切に取り付けてください。

- ※ 『防犯カメラ設置』『防犯カメラ作動中』などの表現にしてください。
(監視カメラではないため、『監視中』という表現は使うことができません。)
- ※ 看板は、目線の高さなど、すぐ目に入るような分かりやすい位置に設置してください。
- ※ 電柱に防犯カメラを設置された場合、電柱所有者の設置基準により、表示プレートが目線の高さに設置できない場合があります。その場合は、設置基準を遵守し、可能な範囲で、目の付きやすいところに、追加の表示プレートを設置する等の御配慮をお願いいたします。
- ※ 看板には、設置業者名は入れないようお願いいたします。

表示プレート設置上の留意点

「見せる防犯」にご配慮を！



↑「監視」は使わない！！

《 表示プレートの目的 》

- 設置責任の明確化
- 犯罪企図者への抑止効果
- ※ 生活の監視を示すものではない

**犯罪を起こそうとしている者に防犯カメラが設置されていることを認識させることが大事！
防犯カメラの存在を表示プレートで積極的にアピールすることで「見せる防犯(※)」に！**

- ※ 「見せる防犯」とは・・・
防犯活動の存在を視覚的に訴えることで犯罪抑止効果を高める取組

設置場所の同意・許可について

防犯カメラは民間所有地に設置することが原則です。ただし、必要な手続や使用料等を支払うことで、道路上や電柱、街灯等の工作物に設置できる場合もあります。

その場合、設置場所に関する同意や許可を得て、同意書の写し等を京都市に提出していただく必要があります。設置事業者とも相談しながら、手続を進めてください。

また、それぞれ個別に許可等の基準が異なります。また、許可に時間を要する場合がありますので、交付申請の段階で関係機関との事前協議も検討してください。

1 民間所有地等に設置する場合（通常）

所有者（及び使用者）の了解が必要です。話し合いのうえ、了解が得られれば同意書や許可書等を取り交わしてください。（自治会館など、申請団体所有地の場合は不要）

※ 市営住宅敷地に設置する場合

市営住宅の自治会が設置する場合は設置可能な場合があります。詳細は、住宅供給公社調整課（電話：223-2707）までお問い合わせください。

2 道路上（空中を含む。）に張り出して設置する場合

「道路に突き出してカメラ等を設置する場合」「道路上にある工作物（電柱、街灯等）に設置する場合」など、道路を占用してカメラを設置するときは、当該道路を管理する土木みどり事務所又は京都国道事務所に相談し、必要に応じて、道路法に基づく道路占用許可を受けてください。

※ 別途、占用に関する許可基準等があります。[資料5](#)参照

[京都市公式ホームページ『京都市情報館』](#)

[トップ](#)→[まちづくり](#)→[道路・河川](#)→[道路占用](#)→[申請書等様式（道路占用関係）](#)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000195955.html>

3 美観地区、風致地区等の景観規制区域内に設置する場合

設置場所により景観に関する手続が必要な場合があります。事前に『京都市都市計画情報等検索ポータルサイト』で設置場所の規制区域を確認していただき、

○ 風致地区等に設置される場合は、風致保全課（222-3475）へ

○ 風致地区以外に設置される場合は、景観政策課（222-3474）へ

お尋ねください。

なお、防犯カメラの付近に設置する「カメラが設置されている旨の表示」については、原則として、「屋外広告物等の表示に関する許可申請」は不要です。

＜届出・協議が必要な事例＞

近景又は遠景デザイン保全区域・・・届出が必要（[資料7](#)建築等届）

地域景観づくり協議地区・・・・・・・・協議が必要

4 既存の工作物（電柱・街灯等）に設置する場合

当該工作物の設置管理者の許可を受けてください。使用料・共架料・調査費用等が発生する場合があります。また、いずれも道路上に張り出す場合は道路占用許可が必要な場合があります。主な事例は以下のとおりです。

- | |
|---------------------------------------|
| ① 電柱：関西電力、NTT等の設置事業者 ※共架契約 |
| ② 商店街街路灯：街路灯設置者（商店街事務局等） |
| ③ 市街灯：管轄する土木みどり事務所 |
| ④ 公園照明灯：公園を管轄する土木みどり事務所等（市管理の都市公園の場合） |

※ 条件や使用料、許可基準等はそれぞれ異なります。また、必ずしも希望されている工作物に設置できるとは限りません。設置事業者等と連携し、設置管理者との事前協議等により内容について御確認ください。

※ 京都市の都市公園への設置を検討されている場合、必ず補助申請の前に各土木みどり事務所に事前協議してください。（管轄が不明な場合は京都市みどり政策推進室（222-4114）にお尋ねください。）

※ 関西電力・NTTの電柱に設置する場合は、各自電柱の管理者へお問い合わせ願います。関西電力の電柱に設置する場合は、メンテナンス事業者との保守契約が必要となります。

【関西電力ホームページ】

<https://www.kansai-td.co.jp/application/collocation/equipment-sharing.html>

【NTT ホームページ】

<https://www.ntt-west.co.jp/tenga/camera/1st/>

これらの手続き終了後に防犯カメラを設置し、適切に運用を開始してください。なお、令和9年2月28日までに設置完了する必要がありますので、できる限り速やかな手続きに努めてください。

（設置後30日以内の期限にとらわれず、速やかな実績報告書の提出をお願いいたします。）

＼！落とし穴に注意！／

例年、せっかく補助金の交付が決定しても、必要な同意・許可が得られなかったため、やむを得ず当初の計画を変更する事例（※）が見られます。

また、計画の変更に伴い、工事内容や資材等を当初の見込みから変更せざるを得ず、結果、団体の負担が増加してしまうケース等もあります。設置事業者や設置予定場所の管理者等と、事前によく協議をしておくことが重要です。

※ 主な事例

- 電柱の設置基準をクリアするために、当初より工事料金が高くなってしまった。
- 設置予定場所の所有者の同意が得られず、隣家に取付をお願いした。
- 予定していたカメラでは重過ぎて街灯に取り付けられず、機器を変更した。 ...etc

<設置完了後の手続き>

1 実績報告書の提出

設置後30日以内に、以下の書類を提出してください。

実績報告書の内容を精査のうえ、補助金交付額を確定し、通知します。

- ① 京都市防犯カメラ設置促進事業実績報告書（第4号様式）
 - ② 防犯カメラの設置に係る領収書（区役所・支所で原本確認後、写しを提出）
 - ③ 防犯カメラの設置にかかる請求書（区役所・支所で原本確認後、写しを提出）
（事業総額及び申請時に提出した見積書と同様の経費の内訳が分かるもの）
 - ④ 防犯カメラの設置箇所がわかるもの
（地図上に示し、所在地（住所）を記載したもの）
 - ⑤ 防犯カメラ設置後の現況写真
（カメラ本体及び表示プレートの設置状況、録画装置、表示プレート）
 - ⑥ 設置した防犯カメラにより実際に撮影された画像
 - ⑦ 防犯カメラの管理運用規程
- 【提出時に一緒に提出していただく書類】
- 誓約書
 - 設置場所に関する同意書（写し）
 - Wi-Fi 対応機種を導入に係る誓約書（必要な場合）

※ 領収書は原本確認後、返却させていただきます。（写しを京都市で保管します。）

※ 防犯カメラは、不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、地域の住宅や個人のプライバシーに配慮する観点から、住宅などの私的な場所が撮影されないように撮影範囲を必要最小限にしておく必要があります。やむを得ず撮影映像に住宅や店舗等が入る場合は、その旨を事前に説明し、同意を得ておくことが必要となります。同意書類の原本は、団体において保管をお願いします。

※ Wi-Fi 対応機種の防犯カメラを設置する場合は、セキュリティ面を考慮し、Wi-Fi 対応機種導入に係る誓約書（資料3）の提出をお願いいたします。

2 誓約書の作成

補助金の交付を受けるに当たり、以下の事項を遵守することを誓約していただきます。

※ 実績報告時に誓約書を提出していただきます。

- ① 防犯カメラの設置後は、京都府が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づき、適切に管理・運用に努めること
- ② 補助金は、防犯カメラの設置等にのみ充てるとともに、補助対象経費の5割以上は自ら負担すること
- ③ 設置した防犯カメラについては、京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱第11条（※）を遵守すること

※ 京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱第11条

補助団体は、防犯カメラの設置を完了した日から起算して少なくとも3年間は、当該防犯カメラを適切に維持管理しなければならない。

3 補助金の支払いについて（防犯カメラ設置後の請求手続き）

実績報告書の提出後、補助金交付額を書面にて通知します。この際に補助金の『請求書』を同封いたします。補助金の受取には、「団体口座への振込」または「現金での受取（窓口払い）」のどちらかを選択できます。

① 団体口座への振込を希望する場合

振込口座欄に、振込口座をご記入ください。また、以下の資料を提出してください。

○ 振込先口座の名義が分かる資料（通帳の写し）

- ※ 団体口座の代表者名義が現在の代表者となっていることを確認してください。旧代表者名となっている場合は、請求書を提出するまでに名義の変更をお願いします。
- ※ いかなる場合でも、代表者や会計担当者等の「個人口座」への振込はできません。
- ※ 請求書提出後、通常2～3週間で指定の口座に補助金が振り込まれます。振込日の通知はありません。『キョウトシ』名で振り込まれますので、口座をご確認ください。

② 現金での受取（窓口払い）を希望する場合

- ※ 請求書の氏名の横へ押印してください。
- ※ 受取の準備ができましたら、会計室から申請者の所在地に通知が発送されます。申請書に記載の「書類の送付先」に送付することはできませんので、予めご了承ください。受取は、京都市役所会計窓口となります。

＼！概算払も可能です！／（防犯カメラ設置前の請求手続き）

事業実施に当たり、防犯カメラの設置前に事前に補助金を受け取る方法もあります。

この場合、申請書の提出時に担当者にその旨を申し出てください。概算払請求書を提出する場合、工事内容等の変更がないか必ず確認願います。

また、9月末の交付決定以降、補助金申請を受ける際に以下の書類を提出してください。

- ① 京都市防犯カメラ設置促進事業補助金概算払請求書（第5号様式）
② 振込先口座の名義が分かる資料（口座振込の場合／通帳の写し等で可）

- ※ 補助金の受取には、「団体口座への振込」または「現金での受取（窓口払い）」のどちらかを選択できます。
- ※ 現金での受取（窓口払い）を希望される場合のみ、請求書への押印が必要です。
- ※ 団体口座の代表者名義が現在の代表者となっていることを確認してください。旧の代表者名となっている場合は、請求書を提出するまでに名義の変更をお願いします。
- ※ 代表者や会計担当者等の「個人口座」への振込はできません。
- ※ 請求書提出後、通常2～3週間で指定の口座に補助金が振り込まれます。振込日の通知はありません。『キョウトシ』名で振り込まれますので、口座をご確認ください。

<設置後の維持管理のお願い>

防犯カメラは、犯罪の予防に効果的ですが、不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、地域の住民や個人のプライバシーに対する配慮が必要です。

防犯カメラを設置する際は、設置による有用性とプライバシーの保護の調和を図ることが大切であり、「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」(資料2)に基づき、管理運用規程を定め、プライバシーの保護のほか、次のような適切な維持管理をお願いします。

- ① 大規模な自然災害後の点検（レンズの方向など）
※台風等の暴風雨、地震、落雷など
- ② 役員、管理責任者等の交代時における確実な引き継ぎ
- ③ 定期的な点検・確認の推奨（設置業者による定期点検等の実施等）
 - ・ レンズの方向（画角）の確認
 - ・ SDカード等の消耗品の定期的な交換
 - ・ カメラの作動状況（画像の記録状況）の確認

※ ネットワークに接続されたパソコンや録画機で防犯カメラの映像を取り扱う場合は、設置事業者に相談の上、適切なセキュリティ対策（パスワードの設定・変更、プログラム更新など）を講じるなどの定期点検をお願いします。

- ④ 何らかの事情で、設置場所の変更や廃止、設置団体の名称変更や合併、解散等の事象がありましたら、届け出ていただきますようにお願いします。

<おわりに>

防犯カメラの効果的な設置は、犯罪抑止効果を高めるだけでなく、市民生活の安心安全確保のための重要な手段となります。

防犯カメラの設置について、自治会などで話し合うことが自主防犯への取組の第一歩となります。申請には、多くの準備が必要です。具体的な設置業者や設置場所を決めるなど、早めの準備をお勧めします。「地域の見守りの目」を増やし、持続可能な安心安全の取組の実現に向け、ぜひ御検討ください。